

事 務 連 絡
令和8年8月10日

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業
ご担当者様 様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業実績報告書の提出について（依頼）

「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金（令和8年度繰越分）交付要綱」（令和8年3月10日付7福祉高介第1987号。以下「交付要綱」という。）の第15条に基づき、実績報告書を下記の期限までに提出してください。

記

1 提出期限

令和8年9月30日（水曜日）23：59まで

2 提出方法

ホームページに掲載している提出フォームより提出してください。

提出フォームではエクセルファイルでのみ受付しております。（PDF ファイルの提出や郵送による提出は不可です。）

また、実績報告書の提出は計画書単位で行ってください。

○東京都福祉局＞ 高齢者＞ 介護保険＞

令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和8年度繰越分）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kaigo/tinnage/hojo>



二次元コードからアクセスできます→

3 その他

（1）補助対象経費について

補助対象経費に関する注意点を添付しておりますので、実績報告の前に今一度ご確認ください。

（2）補助金額について

ホームページに「補助対象事業所と補助金額の確認方法」を掲載しておりますので、必要に応じてご確認ください。

（3）返還金が生じる場合について

補助額に相当する賃金改善や職場環境改善が行われていない等、交付要綱に記載の要件を満たさない場合は返還となりますので、後日、返還通知をお送りいたします。

(4) 事業所を休廃止した場合について

計画書提出時点では見通せなかった事情等により一部の事業所が事業途中で休廃止となった場合は、変更届出書（別紙様式4）を併せてご提出ください。なお、補助金の返還が必要となる場合がございますので、ご承知おきください。

(5) 職員への周知について

本補助金については、計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知する必要があります。また、賃金改善にあたっては、対象となる介護サービス事業所等における賃金改善を行う方法等について、申請書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護従事者に周知する必要があります。

また、介護従事者から本補助金に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員の賃金改善に係る内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答する必要があります。

4 問合せ先

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

本補助金の詳細なご質問については、以下のコールセンターにお問い合わせください。

電話番号： **050-3733-0222**（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

○実績報告書の提出に関するお問い合わせ

実績報告書の提出に関しては東京都の質問フォームよりお問い合わせください。

なお、提出期限間近でのお問い合わせには対応できない可能性がありますので、実績報告書の提出に関するお問い合わせはお早目をお願いします。

<https://f12743d8.form.kintoneapp.com/public/f655223ceff9dcc62501df5668de12f7f9d47f416594bf2a6eccb1858d9cc42f>



二次元コードからアクセスできます→

（担当）

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業担当